

○ 委員長報告

2月定例本会議で報告された環境保健福祉委員長報告は、以下のとおりです。

令和5年2月定例会

環境保健福祉委員長報告

報告いたします。

当委員会に付託されました議案の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査報告書のとおりでありまして、いずれも原案のとおり可決決定されました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず第1点は、犯罪被害者等への支援に関する取組みについてであります。

このことについて一部の委員から、条例制定の目的と支援金制度の具体的な内容はどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、県民一人ひとりが犯罪被害者等が抱える苦しみや支援の必要性等を理解し、社会全体で支えていくことが重要で、県、市町、県民や事業者がそれぞれ主体的に支援を行っていくため、本条例において、基本理念や関係者の責務、推進体制の整備、施策の方向性について明文化したものである。

支援金制度は、県と市町が負担金を拠出し、県内全域を対象とする全国有数の制度として創設することとしており、遺族見舞金として定額60万円、重傷病見舞金として定額30万円など、6つのメニューで構成し、いずれも県内に住所を有し、一定の条件を満たす方が対象となる。今後は、申請窓口となる市町への支援と連携強化に取り組んでいく旨の答弁がありました。

第2点は、「#7119」救急安心センター運営事業についてであります。

このことについて一部の委員から、本事業を進める意義はどうか。また、認知度向上にどのように取り組んでいくのかとただしたのであります。

これに対し理事者から、コロナ禍で顕在化した出動件数の増加に伴う救急隊の負担増などの問題は、救急搬送体制や救急の医療現場の逼迫に繋がりがねない重大なリスクと認識している。

本事業は、医療従事者の助言等により、軽症者の不安を解消し、適切な救急要請や医療機関受診を促すことで、救急車等の限りある医療資源の有効活用を図るとともに、潜在的な重症者の早期発見や搬送に繋がるなど、アフターコロナにおける適切な救急医療提供体制の構築に資するものである。

今後は、市町や消防と連携し、CM、SNSや広報誌など様々な媒体を活用し、オール愛媛体制で効果的な広報に取り組んでいきたい旨の答弁がありました。

た。

第3点は、急性期医療連携ネットワーク整備モデル事業についてであります。

このことについて一部の委員から、循環器病対策に関する新たな医療DX関連事業の内容はどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、循環器病の急性期治療において、限られた医療資源を有効に活用し、患者情報等の情報連携の強化を図ることで、より適切な治療を円滑に行える体制を確立していきたいと考えている。

具体的には、救急医療機関において、強固なセキュリティを確保の上、デジタル技術を活用し、CT画像等を含めた詳細な患者情報をリアルタイムで共有可能となるシステムを導入することで、三次救急医療機関等では、転院搬送の判断がよりの確になるとともに、患者の受入準備の迅速化により、治療開始までの時間短縮が図られ、二次救急医療機関では、専門医からの遠隔での診療支援により、より適切な初期治療の実現が期待できる旨の答弁がありました。

このほか、

- ・ 電動車の導入加速化
- ・ 新ひめボス宣言事業所魅力化支援事業
- ・ ヤングケアラーへの支援
- ・ 愛顔のあいサポート運動
- ・ 児童・思春期病棟整備

などについても、論議があったことを付言いたします。

以上で報告を終わります。